

上市町営バス弓庄線における一般旅客自動車運送事業許可路線の廃止について

1 概要

上市町営バスは道路運送法（昭和 28 年法律第 183 号）第 78 条に基づく自家用有償運送を行っているが、同法第 4 条に基づく一般旅客自動車運送事業許可路線（地鉄借上車両運行路線）（53 人乗り 1 台）として弓庄線だけが本路線と重複登録している。

これは、町有車両だけでは現在の全路線をカバーできないことから、不足分について借上車両による運行を行うために運行委託事業者（富山地方鉄道株式会社）に同法第 4 条の許可手続きを行ってもらっているが、現在は同法第 78 条に基づく自家用有償運送における持込車両として運行することが可能となっているため、当該借上車両をこの自家用有償運送における持込車両として登録することで、運行委託事業者の手続負担を軽減するとともに乗車状況に応じて大型借上車両が運行する路線を柔軟に変更するなど、運行の適正化を図りやすくするもの。

2 変更の経緯

相ノ木線の第 1 便において中学生の乗車希望が多く、乗車定員を超えたことから 10 人程度乗車できないことが本年 4 月に 2 回発生した。例年、乗車希望が多い冬期間には町営バスとは別に中学生を送迎するバスを教育委員会において運行しているものの、その期間外に同様の事例が生じたことはなかったが、今後は天候や学生の希望等により同様の事例が生じる可能性があることから、朝の時間帯は、弓庄線（53 人乗り借上大型車両）と相ノ木線（32 人乗り中型町有車両）の車両を入れ替えて対応したい。

なお、今回の手続きによる体制が整えば、その他の路線も含めた利用状況の変化があった場合も車両の入れ替えにより対応しやすくなる。

3 変更予定日

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 自家用有償運送における持込車両としての登録日 | 令和 7 年 9 月 1 日 |
| (2) 一般旅客自動車運送事業許可路線の廃止日 | 令和 7 年 8 月 31 日 |

【参考（現在の運行概要）】

- (1) 路線数：7 路線
- ・ 定時定路線 5 路線（柿沢・大岩線、南加積線、宮川線、相ノ木線、弓庄線）
 - ・ 予約のりあい路線 2 路線（白萩線、陽南線）

- (2) 車両数：6 台

- ・ 定時定路線 4 台（定員 14 人×1、29 人×1、32 人×2）

※このほか、道路運送法第 4 条に基づく一般旅客自動車運送事業許可路線（地鉄借上車両運行路線）（53 人乗り 1 台）として弓庄線が本路線と重複登録している。

- ・ 予約のりあい路線 2 台（定員 10 人×2）

- (3) その他：別添パンフレットのとおり